

10月1日から農業集落排水使用料が改定されます

令和7年10月1日より、越生町の農業集落排水使用料を公共下水道使用料と同額に値上げいたします。

段階区分	金額（改定前）	金額（改定後）	差額（増）	率
基本料金（10 m ³ まで）	850 円	975 円	125 円	114.7%
10 m ³ を超え 30 m ³ まで	90 円	110 円	20 円	122.2%
30 m ³ を超え 50 m ³ まで	100 円	120 円	20 円	120.0%
50 m ³ を超え 100 m ³ まで	120 円	150 円	30 円	125.0%
100 m ³ を超え 200 m ³ まで	140 円	170 円	30 円	121.4%
200 m ³ を超え 500 m ³ まで	160 円	200 円	40 円	125.0%
500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	180 円	220 円	40 円	122.2%
1,001 m ³ 以上	200 円	250 円	50 円	125.0%

今後も安定した汚水処理を行うため、農業集落排水使用者の皆さまにはご負担をおかけいたしますが、引き続き経費削減と安定経営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

圃産業観光課 農林担当 ☎内線 142

映像配信しています ～越生町議会～

越生町議会では、令和7年6月定例会から一般質問の録画映像をインターネット配信しています。パソコンやスマートフォン等をお持ちであれば、ご自宅などで録画映像をご覧ください。

ぜひご覧ください。



町 HP

防災無線 が聞こえなかった…そんな時には

防災行政無線テレホンサービス

①聞こえない…

②電話しよう

③聞こえた！



メール配信サービスもあります

越生町メール配信サービス

登録は…

ogose@entry.mail-dpt.jp

に空メールを送るだけ！



TEL 0800-800-8099（無料）

10月1日から公共下水道使用料が改定されます

令和7年10月1日から公共下水道使用料を平均改定率 20%値上げいたします。
継続して使用されている人は、12月または1月の検針分から新しい料金表が適用されます。
※新規開栓の場合は、11月の検針から適用される場合があります。

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合では、生活環境の改善、水域の水質保全に加え健全な水環境を保つことを目的に市街化区域（一部調整区域を含む）を事業区域として汚水処理を行っています。

平成元年の供用開始以来、経営の基本方針として効率的な下水道経営による経費削減を最優先とし、35年間下水道使用料の改定を一度も行わずに下水道サービスの提供に努めてまいりました。

その一方で、下水道使用料の収入は、昨今の人口減少や節水型機器の普及により年々減少しており、下水道事業経営は大変厳しい状況にあります。

公営企業である公共下水道事業は、その経営に伴う収入（使用料）をもって経費を賄う「独立採算制」が基本ですが、下水道使用料の収入のみでは下水道サービスにかかる費用をすべて賄いきれないため、毛呂山町・越生町・鳩山町の基本的な行政サービスを担う一般会計予算からの繰入金で補って経営している状況にあります。

下水道施設の多くは老朽化が進んでおり、下水処理場や下水道管の更新時期を迎えています。また自然災害の被害を最小限にとどめるため、耐震化などの対策を進めていく必要があります。

将来にわたり安定的に汚水処理を行うため、公共下水道使用者の皆様には大変ご負担をおかけいたしますが、今後も更なる経費削減と安定経営に向けて努力してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

公共下水道使用料は次のようになります

下水道使用料改定後の比較（2か月当たり・税抜き）

改 定 前			改 定 後		
基本使用料	超過料金（1 m ³ につき）		基本使用料	超過料金（1 m ³ につき）	
20 m ³ まで 1,700 円	20 m ³ を超え、60 m ³ まで	90 円	20 m ³ まで 1,950 円	20 m ³ を超え、60 m ³ まで	110 円
	60 m ³ を超え、100 m ³ まで	100 円		60 m ³ を超え、100 m ³ まで	120 円
	100 m ³ を超え、200 m ³ まで	120 円		100 m ³ を超え、200 m ³ まで	150 円
	200 m ³ を超え、400 m ³ まで	140 円		200 m ³ を超え、400 m ³ まで	170 円
	400 m ³ を超え、1000 m ³ まで	160 円		400 m ³ を超え、1000 m ³ まで	200 円
	1000 m ³ を超え、2000 m ³ まで	180 円		1000 m ³ を超え、2000 m ³ まで	220 円
	2001 m ³ 以上	200 円		2001 m ³ 以上	250 円

圃毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 総務課 財政担当

☎049-294-9333

新・増築建物の家屋調査にご協力ください

町では、家屋の固定資産税評価額算定のため、令和7年1月2日以降に家屋や車庫など新築及び増築された建物を対象に家屋調査を実施しています。少ない面積の増築をした場合も、調査の対象となることがありますので、お問い合わせください。

調査にあたっては、税務課職員が日程をご連絡してからお伺いします。事前に日時を指定したい場合は、担当までご連絡をお願いします。なお、家屋を取り壊した場合もご連絡をお願いします。

※調査員（税務課職員）は、固定資産評価補助員証を携帯しています。不審と思われるときはお知らせください。

圃税務課 課税担当

☎内線 135